

2020年10月28日

お客さま各位

東京都中央区日本橋二丁目7番1号
丸紅新電力株式会社

電気需給約款（低圧）変更のお知らせ

丸紅新電力をご利用いただき誠にありがとうございます。

2020年11月1日より、弊社電気需給約款（低圧）（以下「本約款」といいます。）の記載を以下の変更概要記載のとおり、一部変更致します。変更の詳細については、別紙をご参照ください。

なお、別紙記載の修正箇所以外の本約款の規定は従前どおりとし、別紙に記載のないお客さまの電気料金その他の契約内容についての変更はございません。2020年12月分（同年11月の検針日から同年12月の検針日の前日まで）の電気料金から変更後の電気料金を適用します。

【変更概要】

当社北海道エリア、中部エリア、北陸エリア、関西エリア、中国エリアのプランS従量電灯A/B/C、応援プラン¹従量電灯A/B/C、プランH従量電灯A/B/C、北海道エリアのプランL従量電灯C、北陸エリアの敦賀でんき（FIT電気）従量電灯B/Cの電気料金の一部²を変更致します。

¹ 応援プランとは、各エリアのレバンガプラン、シンフォニープラン、マリノスプランをいいます。

² 基本料金、最低料金および電力量料金単価をいいます。

（変更後）

2. プラン S 従量電灯 A、レバンガプラン S 従量電灯 A、シンフォニープラン S 従量電灯 A、マリノスプラン S 従量電灯 A

(3) 電気料金

1月の電気料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および別紙1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙2（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に定めるX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

最低料金	最初の 15 キロワット時まで	<u>286 円 01 銭</u>
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>20 円 29 銭</u>
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>24 円 59 銭</u>
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<u>24 円 85 銭</u>

（変更前）

3. プラン S 従量電灯 B、レバンガプラン S 従量電灯 B、シンフォニープラン S 従量電灯 B、マリノスプラン S 従量電灯 B

(4) 電気料金

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定します。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 91 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 20 銭
上記超過 1 キロワット時につき	21 円 98 銭

（変更後）

3. プラン S 従量電灯 B、レバンガプラン S 従量電灯 B、シンフォニープラン S 従量電灯

B、マリノスプラン S 従量電灯 B

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定します。

120 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>17 円 90 銭</u>
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	<u>21 円 11 銭</u>
上記超過 1 キロワット時につき	<u>21 円 40 銭</u>

(変更前)

4. プラン H 従量電灯 A

(3) 電気料金

1月の電気料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および別紙1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙2（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数等）に定めるX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

最低料金	最初の15キロワット時まで	341 円 02 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	20 円 32 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時につき	25 円 80 銭
	300 キロワット時をこえる1キロワット時につき	29 円 29 銭

(変更後)

4. プラン H 従量電灯 A

(3) 電気料金

1月の電気料金は、以下に定める最低料金、電力量料金および別紙1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格が別紙2（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係数

等）に定めるX円（以下単に「X円」といいます。）を下回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別紙2（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、別紙2（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

最低料金	最初の 15 キロワット時まで	<u>341 円 01 銭</u>
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>20 円 31 銭</u>
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>25 円 71 銭</u>
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	<u>28 円 70 銭</u>

（変更前）

5. プラン H 従量電灯 B

(4) 電気料金

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定します。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 92 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 21 銭
上記超過 1 キロワット時につき	24 円 21 銭

（変更後）

5. プラン H 従量電灯 B

(4) 電気料金

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定します。

120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>17 円 91 銭</u>
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	<u>21 円 12 銭</u>
上記超過 1 キロワット時につき	<u>23 円 63 銭</u>

以上